

# 母子保健情報の電子化について

## 検討会での主なご意見

### <母子健康手帳の情報提供の方法について>

- スマートフォンを活用した情報提供の仕組みが必要ではないか。
- QRコードを活用した情報へのアクセスの仕組みが重要ではないか。
- 必要最低限の情報を紙媒体で残すなど、電子と紙の併用も検討すべきではないか。

### <母子保健情報の電子化の目的・活用方法について>

- 転入転出や里帰り分娩の際などに自治体で情報を共有できる仕組みが必要ではないか。
- 災害への対応という観点からも電子化は重要ではないか。
- 誰を対象に何を届けるのか、電子化の目的や活用方法を明確にすべきではないか。
- 電子化に当たっては、外国語への対応についても検討が必要ではないか。

### <母子保健情報の電子化を進めるに当たっての留意点について>

- データ入力の規格の標準化が必要ではないか。
- 自治体が電子化を進めるに当たっての財政的支援が重要ではないか。

# 母子保健情報の電子化の状況等

## (記録の電子化、情報共有等の現状)

- 母子健康手帳に記載される妊婦健診や乳幼児健診、予防接種情報等の母子保健情報については、一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲覧可能なほか、転居時に他の自治体等への引き継ぎも可能となっている。
- マイナポータルにおける母子保健情報については、標準的な電子的記録様式が定められている。このうち、受診の有無や診察所見の判定等は最低限電子化すべき情報として規定されている。
- マイナポータル等を通じたPHRの活用については、他の保健医療情報の取扱いも含め、政府全体で検討が進められている。

## (民間事業者による活用の現状)

- 多くの自治体で母子保健アプリ等が導入されてきており、今後マイナポータルとの情報連携が想定される。

## (情報提供（任意様式）の電子化について)

- 平成23年の検討会において、任意様式のあり方については、母子健康手帳に記載される情報の更新頻度や量に限界があることから、ウェブサイト等での活用も含め、母子健康手帳に記載すべき情報と他の媒体による情報を整理し、母子保健情報の提供のあり方を検討する必要があるとされた。

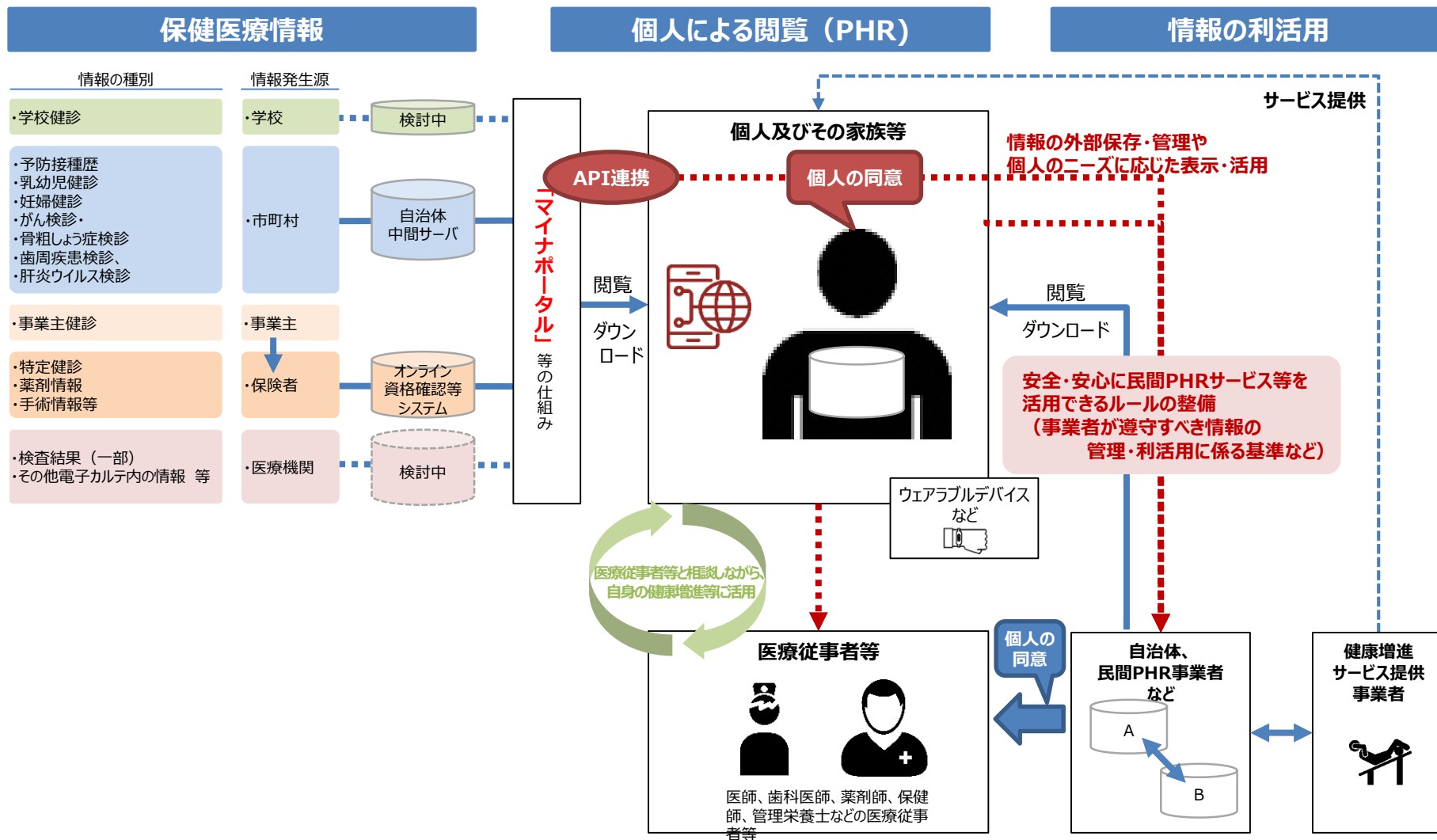


母子健康手帳を含む母子保健情報の電子化については、政府の保健医療情報の電子化等の方針を踏まえた上で検討する必要がある。

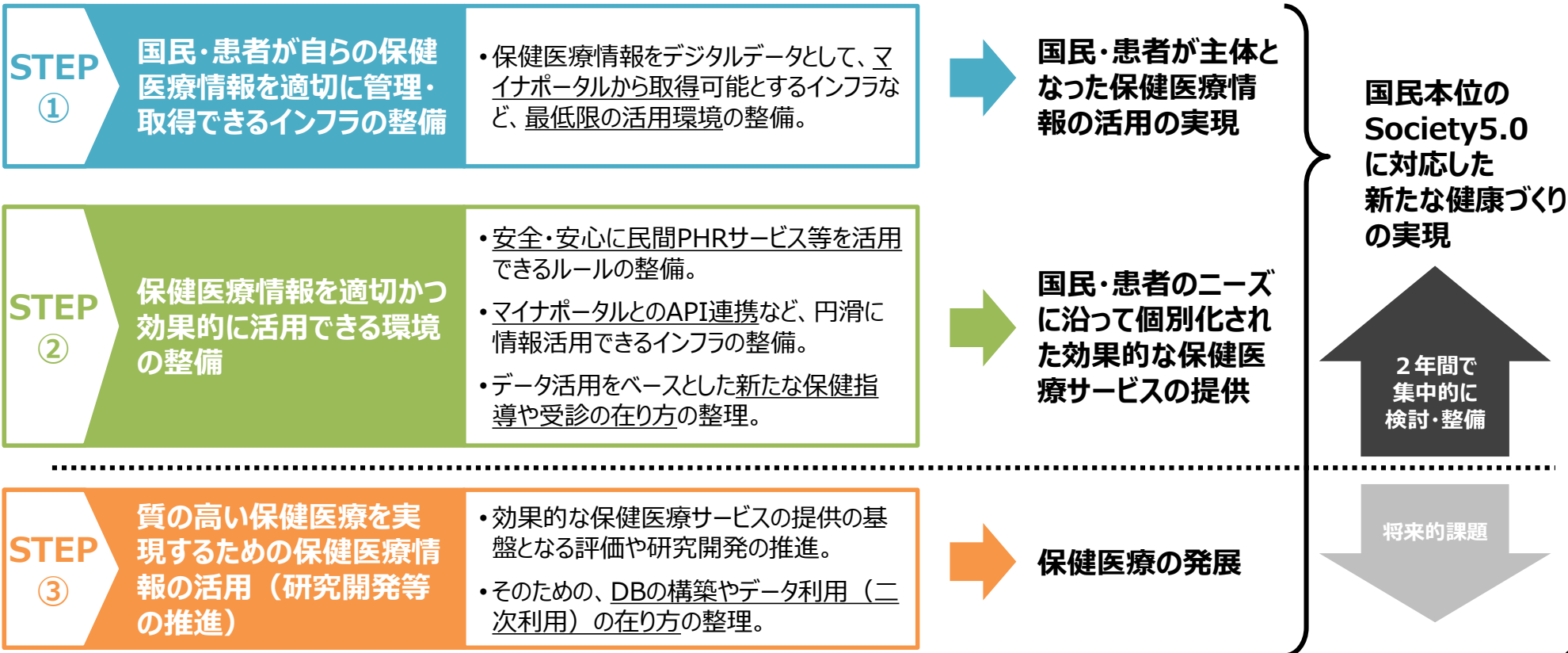
- PHRの活用について
- 母子保健情報の電子化の現状について
- マイナポータルを活用した母子保健情報の  
閲覧について
- 母子健康手帳の電子化について

# PHRの全体像

第4回健康・医療・介護情報利活用検討会、  
第3回医療等情報利活用WG及び第2回健診等情報利活用WG  
(令和2年10月21日) 資料6を一部改変



- 今後、保健医療分野では、予防・健康増進の重要性が高まるとともに、個別化されたより効果的な介入等への期待が高まっている。
- そのためには、保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備することが必要。具体的には、
  - ① 国民・患者が自らの保健医療情報を**適切に管理・取得**できるインフラの整備
  - ② 保健医療情報を**適切かつ効果的に活用**できる環境の整備
  - ③ **質の高い保健医療を実現**するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）
 を目指し、取組を進めていくことが必要。



# (参考) データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部  
(令和3年6月4日)資料1より抜粋

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。  
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。  
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度		
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	<b>健診・検診情報</b>								
	乳幼児健診・妊婦健診	●	マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）					→	
	特定健診		●	マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）				→	
	事業主健診（40歳未満）		法制上の対応・システム改修		●	マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）		→	
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診		データ標準化、システム要件整理	システム改修		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）		→
	学校健診（私立等含む小中高大）		標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修		システム整備でき次第、随時提供開始		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～） ※2024年度中に全国の学校で対応
	予防接種 （定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌）	●	2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～）			※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用 ※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に			→
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備		ガイドライン整備	●	マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）		●	適切な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）	→
より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討			●	マイナポータルの利便性向上に向けた取組		●	ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む） ●	検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～） ※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に	

- PHRの活用について
- 母子保健情報の電子化の現状について
- マイナポータルを活用した母子保健情報の  
閲覧について
- 母子健康手帳の電子化について



# デジタル手続法における母子保健分野の改正事項について

## 1. 概要

◆情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する共通事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

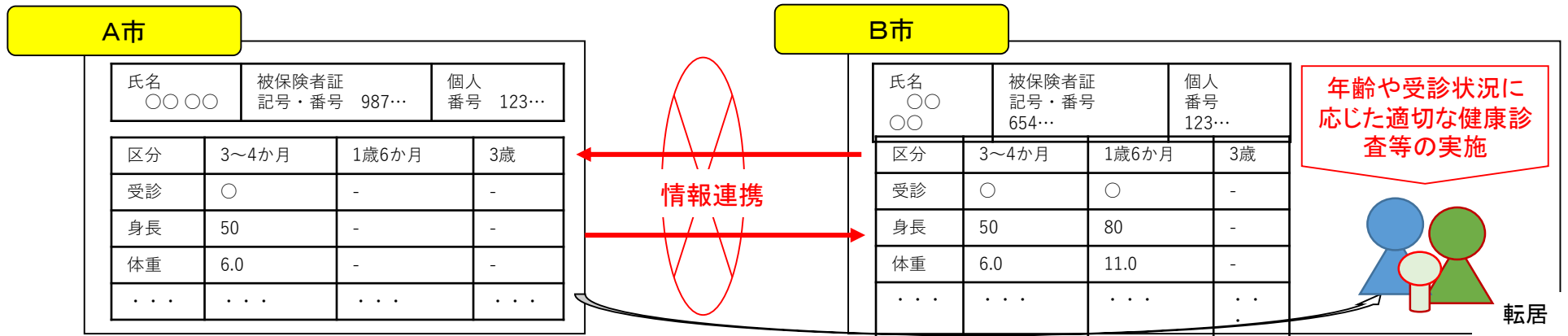
デジタル手続法案(「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)」)の策定が検討されている。(内閣官房取りまとめ)

◆本法案においては、母子保健分野についても、乳幼児健診の情報(受診の有無等)について、転居に際して転居先市町村に電子的に引き継げるよう、必要な措置を講ずることとしている。

(母子保健法(昭和40年法律第141号)及びマイナンバー法(平成25年法律第27号)の改正)

## 2. 具体的改正内容

健診対象者が転居した場合でも、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な健診等の実施に資するよう、①乳幼児健診の情報(受診の有無等)をマイナンバー法の情報連携の対象とするとともに、②市町村が、健診対象者が過去に居住していた市町村に対し、乳幼児健診の情報(受診の有無等)の提供を求めることができる旨の規定を母子保健法上に新たに設ける。



# データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

## 【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

## 政府方針

### 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。

（経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定）

P H R（Personal Health Record）について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**（未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定）

## 【中間報告書の主な内容】

### 1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

#### 乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



### 標準的な電子的記録様式

### 最低限電子化すべき情報

	概要	例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病及び異常の診察所見</li> <li>・ 新生児聴覚検査に関する情報</li> <li>・ 風疹抗体検査に関する情報</li> </ul>
最低限電子化すべき情報 ※妊婦健診は対象外	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各健診時における受診の有無</li> <li>・ 診察所見の判定に関する情報</li> </ul>

### 2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

（背景）・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている  
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている



- 生涯を通じたP H R制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することになっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

### 3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
  - ・ 電子的記録の保存年限
  - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
  - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
  - ・ 学校健診情報との連携について
  - ・ 任意の予防接種情報の把握について
  - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
  - ・ ビッグデータとしての利用について
  - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

# 標準的な電子的記録様式の項目一覧

※ 赤字は市町村が必ず電子化する項目  
(最低限電子化すべき項目)

## 妊婦健診

○各回の妊婦健康診査において実施する事項

- ・診察月日
- ・妊娠週数
- ・体重
- ・妊娠前の体重
- ・最終健診時体重・身長
- ・妊娠高血圧症候群
- ・妊娠糖尿病

○必要に応じた医学的検査の結果

- ・血液型等の検査
  - ・ABO血液型
  - ・Rh血液型
  - ・不規則抗体
- ・B型肝炎抗原検査
- ・C型肝炎抗体検査
- ・風疹抗体
- ・血算検査
  - ・ヘモグロビン
  - ・ヘマトクリット
  - ・血小板
- ・HTLV-1抗体検査
- ・子宮頸がん検診

○妊娠中と産後の歯の状態

- ・初回診査
- ・妊娠(週数)
- ・要治療のむし歯
- ・(ありの場合の本数)
- ・歯石
- ・歯肉の炎症

○出産の状態

- ・妊娠期間
- ・娩出日時
- ・分娩経過
- ・分娩方法
- ・分娩所要時間
- ・出血量
- ・輸血(血液製剤を含む)の有無

○出産時の児の状態

- ・性別
- ・数
- ・体重
- ・身長

## 乳幼児健診

基本情報	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
	各共通項目		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診日</li> <li>・身長</li> </ul> (出生時の身体計測値含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診時月齢</li> <li>・体重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭囲</li> </ul>
<妊娠及び分娩歴> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の特記事項</li> <li>・妊娠高血圧症候群</li> <li>・尿蛋白</li> <li>・尿糖</li> <li>・高血圧/浮腫</li> <li>・貧血</li> <li>・糖尿病</li> <li>・多胎妊娠</li> <li>・分娩時の特記事項</li> <li>・帝王切開術</li> <li>・骨盤位</li> <li>・在胎週数</li> <li>・出生時の特記事項</li> <li>・新生児期の特記事項</li> <li>・栄養方法</li> <li>・先天性代謝異常等検査</li> <li>・新生児聴覚検査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回検査</li> <li>・再検査結果</li> <li>・精密検査</li> </ul> </li> </ul> <発達> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笑う</li> <li>・追視</li> <li>・定頸</li> <li>・人の声のする方に向く</li> <li>・おもちゃをつかむ</li> <li>・お座り</li> <li>・発語</li> <li>・ひとり歩き</li> <li>・二語文</li> </ul>	診察所見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的発育状況</li> <li>・血液系</li> <li>・消化器系</li> </ul> </li> <li>・精神発達</li> <li>・皮膚</li> <li>・泌尿生殖器系</li> <li>・運動機能</li> <li>・循環器系</li> <li>・先天性の身体的特徴</li> <li>・神経系・感覚器系</li> <li>・呼吸器系</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けいれん</li> <li>・股関節</li> <li>・斜頸</li> <li>・股関節開排制限</li> <li>・代謝系</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱性けいれん</li> <li>・視覚</li> <li>・聴覚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱性けいれん</li> </ul> <検尿> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蛋白</li> <li>・糖</li> <li>・潜血</li> </ul> <眼科所見> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・視力(両目・右眼・左眼)</li> <li>・眼位異常</li> </ul> </li> </ul> <耳鼻咽喉科所見> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴力(難聴)(右・左)</li> </ul> </li> </ul>
		歯科所見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯の状態</li> <li>・歯肉・粘膜</li> </ul> </li> <li>・未処置のむし歯</li> <li>・処置済のむし歯</li> <li>・かみ合わせ</li> </ul>	
		育児環境等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養法</li> </ul> </li> <li>・母乳</li> <li>・離乳</li> </ul>	
		精密健康診査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(健康診査依頼)日付</li> <li>・(精密検査受診)日付</li> </ul>	
			・所見又は今後の処置

- 平成29年11月から、マイナンバーを活用した接種歴の自治体間のやりとりが可能な仕組みとなり、情報連携を実施している自治体間では、転入者の予防接種記録を転居前の自治体から取り寄せ、接種記録を入手することが可能になった。

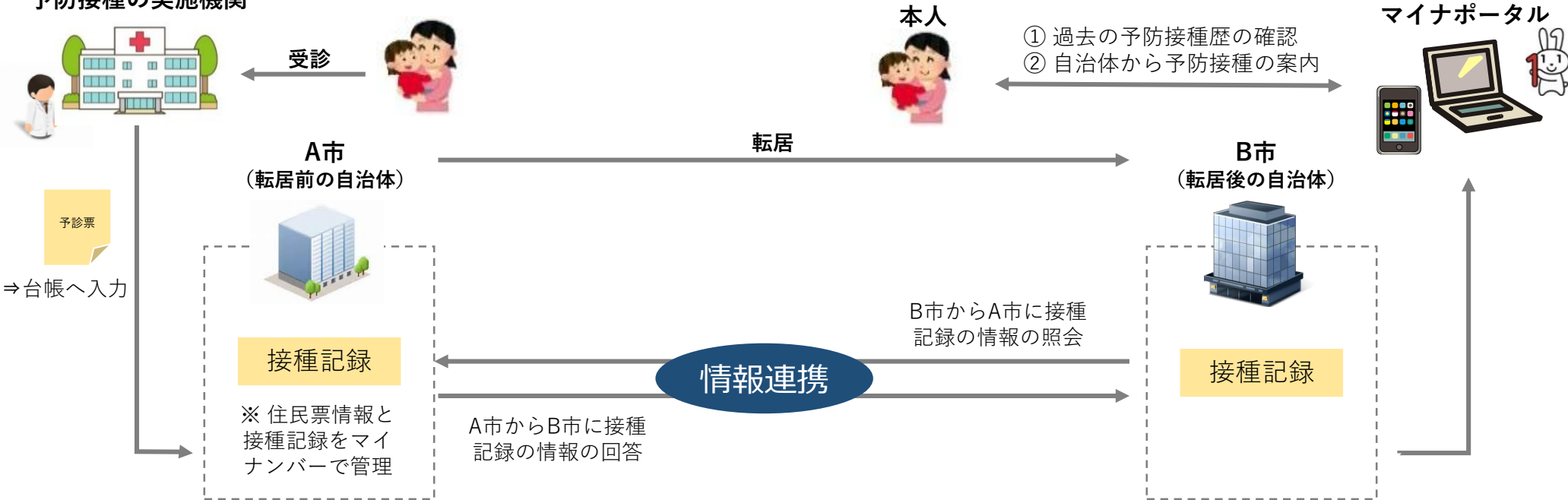
## 「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」中間とりまとめ（抄）

自治体間で予防接種歴のやりとりにマイナンバーを用いることについては、以下の観点から、現行の番号法の枠組みの中での対応が可能と考えられる。

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（定期的予防接種）の実施は、自治体の行政事務であり、全国で統一して定められた方法により行われている。
- ・ 定期的予防接種の適切な実施は、公衆衛生上重要である。実施に当たっては、転居前の予防接種を含めて予防接種歴を把握する必要があるほか、本人の健康被害の救済にも必要な情報であるので、法律上の手当をすれば、本人の同意なく自治体間で予防接種歴の連携ができると整理して差し支えない。
- ・ マイナンバーによって転居の際の住民票情報との紐付けが可能となり、予防接種歴の情報管理・検索が確実・効率的にできるようになる。

## 自治体間のやりとりの仕組み（イメージ）

### 予防接種の実施機関



※ 情報連携の開始にあたって、厚生労働省から自治体に対して予防接種記録の電子化を改めて依頼するとともに、副本更新期限は正本データが更新された日の翌々開庁日の業務開始前まで、副本データとして保存すべき情報の年限は5年分という運用ルールを示している。

# 予防接種分野におけるマイナポータル利用について

第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会資料4-3 (令和元年12月23日)

- 平成29年11月から、マイナポータルの利用が開始されており、マイナンバーカードを持つ住民が、過去の予防接種歴を確認すること、自治体から予防接種の案内を受け取ることが可能な仕組みとなっている。
- また、令和元年11月より、民間事業者や国・地方公共団体など様々なWebサービス提供者が、自己情報取得API（※）を活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能な仕組みとなった。  
(※) APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な使用等を作成し、一定の要件の下で後悔するものです。

## マイナポータルで提供しているサービス

内閣府番号制度  
担当室作成資料

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

### A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

### B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

### C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

マイナポータル

Language 使い方 よくある質問

あなたにいいコト どんどん広がる

あなたに合った情報を、あなたが使いたい機能を。  
マイナポータルは、あなたの暮らしをもっと便利にしています。

ログイン

★ すぐに利用できるサービス

**A** ぴったりサービス  
市町村の子育てや介護をはじめとする行政サービス検索・オンライン申請や届出、個別証明操作コーナーはこちらです。

**B** あなたの情報  
行政機関等が保有するあなたの情報を確認することができます。(自己情報表示)。

**C** お知らせ  
あなたに合ったきめ細やかな「お知らせ」をお届けします。

**D** やりとり履歴  
あなたの情報が、行政機関間でどのようにやりとりされたかを確認することができます。

**E** もっとつながる  
他のサイトをマイナポータルと一体的に使えるようになります。

アカウント情報変更  
マイナポータルの設定情報を変更することができます。

操作履歴  
マイナポータルを操作した履歴を確認することができます。

ログイン

利用者登録はこちら

代理人  
あなたに代わりマイナポータルを操作する代理人の設定を行うことができます。

### D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を、確認することができます。

### E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。  
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

### その他のサービス

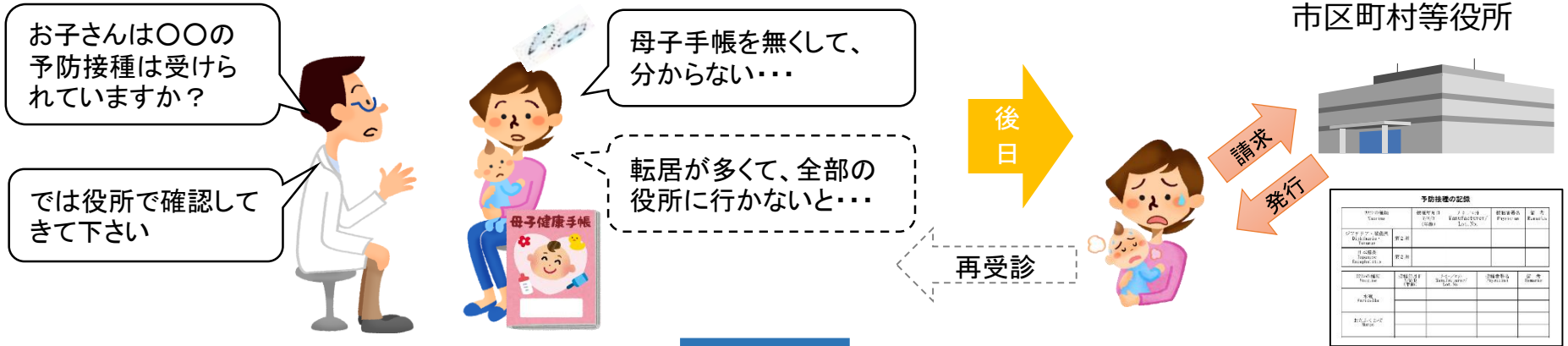
#### 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

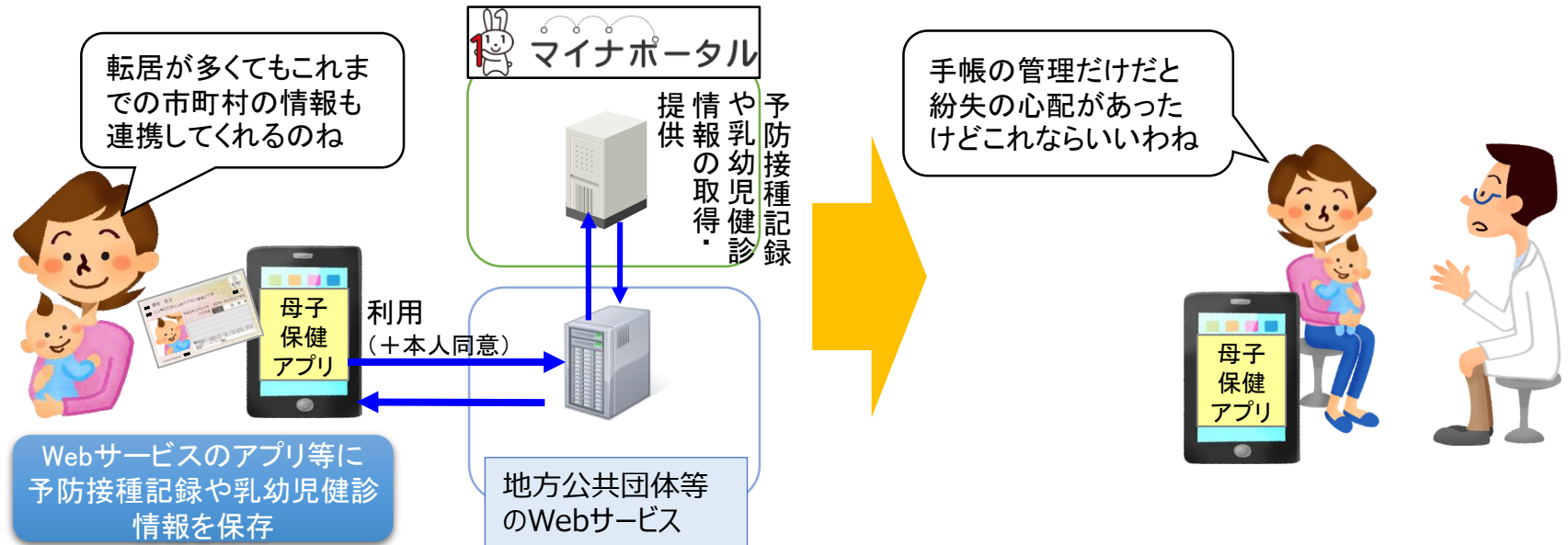
# APIの利用例：子どもの予防接種記録や乳幼児健診・母子健康情報をアプリに連携

予防接種記録や妊産婦・乳幼児の健康診断情報について、マイナポータルを経由してオンラインで取得し、地方自治体や民間事業者が提供している母子保健アプリ等のサービスに登録することで、スマホアプリ等での記録管理がスムーズにできるようになります。

APIを利用しない



APIを利用する



※1 取得できる予防接種記録は、予防接種法及び予防接種法施行令で定められ、かつ地方公共団体に記録されているものに限りません。  
 ※2 予防接種記録は予防接種法施行令で記録の保存期間を5年と定められており、5年を経過した情報は取得できません。

- PHRの活用について
- 母子保健情報の電子化の現状について
- マイナポータルを活用した母子保健情報の  
閲覧について
- 母子健康手帳の電子化について

# ○マイナポータルとは

・マイナポータル(情報提供等記録開示システム)では、マイナンバーカードを使って行政機関(中間サーバ)から情報を取得して表示したり、自身の情報が行政機関でやり取りされているかなどを確認することができます。

マイナポータルは下記URLよりアクセスが可能です。

<https://myrna.go.jp/>

・なお、ログインにはマイナポータルアプリを利用するため、お使いの端末にアプリのインストールが必要となります。

マイナポータルアプリの動作環境は下記URLを確認してください。

<https://img.myrna.go.jp/html/dousakankyous.html>



提供中のマイナポータルアプリ(2022年6月現在)  
※詳細なバージョン情報は[動作環境ページ](#)に掲載しています。

- Windows 8.1/10/11
  - Chromium Edge
  - Chrome
  - Firefox
  - IE11はサポート終了(動作環境外)
- Maintosh Catalina/Big Sur/Monterey
  - Safari
  - Chrome
  - Firefox



## 健康保険証利用受付

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。



## わたしの情報

行政機関等が保有するわたしの個人情報を検索して確認することができます。

## ログインするとできること

一部サービスは、マイナンバーカードによるログインや電子署名が必要となります。



### 手続の検索・電子申請

行政機関の手続の検索・申請



### わたしの情報

所得・個人住民税の情報などの確認



### お知らせ

行政機関等からあなたへのお知らせ



### やりとり履歴

「わたしの情報」が行政機関間でやりとりされた履歴



### もっとつながる

e-Taxなど、外部サイトとの連携

## 利用者フォルダー開設 /ログイン

マイナポータルアカウント作成やログインを行います。

## お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

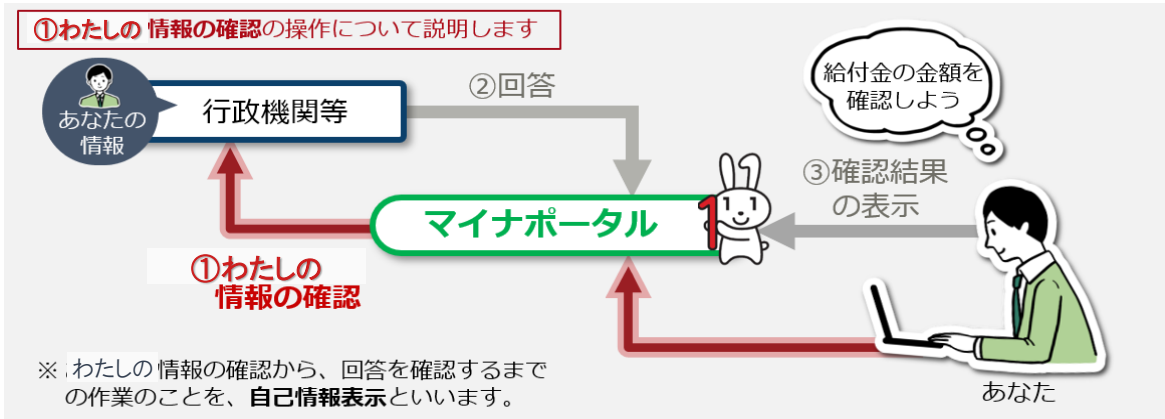
## もっとつながる

マイナポータルの利用者情報と外部サイトのアカウントを紐づけることで、マイナポータルから外部サイトへのログインや情報照会が可能となります。

利用者登録/ログインして使う ▶

# ○自己情報表示機能(わたしの情報)とは

・行政機関などが持っているあなたの情報を、マイナポータル上で検索して確認することができる機能です。



## ◆マイナポータル上で確認できる主な自己情報(2022年6月現在)

分野	分野詳細
健康・医療	健康保険証情報、薬剤情報、医療費通知情報、予防接種、健康診断・検診情報、医療保険、医療保険その他、学校保健、難病患者支援、保険証の被保険者番号等、医療保険情報の提供状況
税・所得	税・所得、医療費通知情報
年金関係	年金、年金その他
子ども、子育て	児童手当、ひとり親家庭、母子保健、教育・就学支援、障害児支援・小児慢性特定疾病医療
世帯情報	世帯情報
福祉・介護	障害保健福祉、生活保護、中国残留邦人等支援、介護・高齢者福祉
雇用保険・労災	雇用保険、労災補償

# マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧

The sequence of screenshots illustrates the process of selecting and viewing maternal and child health information on the My Number Portal:

- Screenshot 1:** The main portal page with a navigation menu. The "子ども・子育て" (Children and Child-rearing) category is selected. A red box highlights the "母子保健" (Maternal and Child Health) option.
- Screenshot 2:** The "取得する情報の選択" (Select information to be obtained) screen. The "子ども・子育て" and "母子保健" options are selected.
- Screenshot 3:** The "取得する情報の確認" (Confirm information to be obtained) screen. The selected information is confirmed.
- Screenshot 4:** A warning screen titled "申込みから回答までに時間を要する場合があります。" (It may take time from application to answer). It includes a cartoon rabbit character and a button to view the answer results.
- Screenshot 5:** The "回答結果一覧" (List of answer results) screen. It shows the selected information and a button to view the results.
- Screenshot 6:** The "デジタル庁" (Digital Agency) footer, including contact information and a copyright notice.

# マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧：妊婦健診

マイナポータル

ログイン中 メニュー

- Ⓞ 児童手当  
児童手当の支払額・支給年月等の情報
- Ⓞ ひとり親家庭  
ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報
- Ⓞ **母子保健**  
妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報
- Ⓞ 教育・就学支援  
高等学校の就学支援金（高校無償化）の支給期間等の情報、特別支援学校の就学奨励費の情報
- Ⓞ 障害児支援・小児慢性特定疾病医療  
障害児支援・小児慢性特定疾病医療に関する

項目名	内容
妊娠届出情報	
妊娠の届出年月日	2021-05-21
出産予定日	2022-01-07

項目名	内容
妊婦健診情報	
妊婦歯科情報	
妊婦歯科健診受診日	2021-01-28
妊娠週数	9
要治療のむし歯有無	あり
(ありの場合) 要治療のむし歯本数	3
歯石	あり
歯肉の炎症	なし

# マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧：乳幼児健診



## 児童手当

児童手当の支払額・支給年月等の情報

## ひとり親家庭

ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報

## 母子保健

妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報

## 教育・就学支援

高等学校の就学支援金（高校無償化）の支給期間等の情報、特別支援学校の就学奨励費の情報

## 障害児支援・小児慢性特定疾病医療

障害児支援・小児慢性特定疾病医療に関する



## 回答内容

回答は、確認した後にログアウトすると削除されます。必要に応じてダウンロードしてください。

PDFをダウンロードする ▶

形式を選んでダウンロードする □



項目名	内容
出生時の情報	
把握日	2022-01-06
在胎週数	37
出生時体重 (g)	2515
出生時身長 (cm)	45.5
出生時頭囲 (cm)	32.0
出生時胸囲 (cm)	30.5

## 3から4か月児健診情報

### 身体健診情報

3から4か月児健診受診日	2022-04-19
3から4か月児健診受診年度	2022
3から4か月児健診受診時月齢	3
身長 (cm)	61.0
体重 (g)	6306
胸囲 (cm)	42.5
頭囲 (cm)	39.5
診察所見 - 判定	異常なし

# マイナポータルを活用した母子保健情報の閲覧：予防接種情報



## 回答詳細

申し込みに対しての回答内容を確認できます。

### 取得条件



取得依頼対象日 2022年06月14日

確認日：2022年6月14日

特定個人情報等

予防接種情報



### 回答内容

回答は、確認した後にログアウトすると削除されます。必要に応じてダウンロードしてください。

PDFをダウンロードする ▶

形式を選んでダウンロードする □


項目名	内容
麻しん風しん混合（MR）	
一期	
接種日	2022-■■-■■
BCG	
1回	
接種日	2021-■■-■■



項目名	内容
麻しん風しん混合（MR）	
一期	
接種日	2022-■■-■■
BCG	
1回	
接種日	2021-■■-■■
Hib	
4回目	
接種日	2022-■■-■■
小児肺炎球菌	
4回目	
接種日	2022-■■-■■
水痘	

- PHRの活用について
- 母子保健情報の電子化の現状について
- マイナポータルを活用した母子保健情報の  
閲覧について
- 母子健康手帳の電子化について

# マイナポータル等における母子保健情報の電子化の現状

	マイナポータル		(参考) 民間企業開発の電子母子健康手帳・母子関連アプリ
目的	妊産婦や子どもの健康管理のために閲覧する情報（PHR）、転居時等に他の自治体に引き継がれる		妊産婦や子どもの健康管理
入力者	自治体（市町村）		妊産婦、保護者
閲覧可能	妊産婦、自治体		妊産婦、保護者
自治体間の情報連携	○	API連携により、本人の同意の下で、マイナポータルの情報の取得が可能	×
中長期的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者（自治体や医療従事者等）の利活用</li> <li>・ データ分析等情報の利活用</li> <li>・ 他分野（学校保健等）の情報との連結</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者（自治体や医療従事者等）の利活用</li> <li>・ データ分析等情報の利活用 ※利用者の同意の下で、企業が独自にアプリデータの分析を行っているケースあり</li> <li>・ 他分野（学校保健等）の情報との連結</li> </ul>



# 母子保健情報の電子化について：今後の対応案

## 今後の対応案

- 現在、電子カルテデータなどの医療情報を共有するための取組が進められているところであり、現時点では、乳幼児健診・妊婦健診等の医療情報のすべてが電子的に記録・共有される仕組みが構築されていないことから、主に医療者が記載する項目が多く含まれる**省令様式については引き続き紙で提供しつつ**、将来的な電子化を見据え、**電子的に記録される母子保健情報を充実**させるべきではないか。
- 一方、保護者に対する育児等の情報が多く含まれる**任意様式については**、緊急性のある情報（窒息時の応急手当、心肺蘇生法など）以外は、主として**電子的に情報提供**することとしてはどうか。
- 母子健康手帳に記載される妊婦健診や乳幼児健診、予防接種情報等の母子保健情報については、その一部がマイナポータル上に掲載され、PHRとしての活用や自治体間での共有などが行われているが、掲載項目は未だ充実していない。今後、**母子保健情報の電子化について、マイナポータルに掲載すべき項目の拡充等の観点から議論**を行っていくべきではないか。（具体的な方向性については、次のスライドを参照）

※電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報については、引き続き議論を行い、年度内に方向性を検討する。

## < 参考 > 「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」における将来に向けた課題のポイント（例）

- 検討会では、まずは個人の健康管理や保健指導に有効な項目という観点で議論 ⇒ 今後、ビッグデータとしての利用や医療等分野との連携、市町村の母子保健事業の質の向上等の観点からも検討が必要
- 電子化される情報の標準化のため、健診の質の標準化、妊婦健診情報等の把握、電子情報の保存形式の標準化についても検討が必要 等

# 母子保健情報の電子化に関する現状と方向性について

## ※母子健康手帳の観点からの整理

	省令様式			任意様式	
	健康記録			妊婦や保護者の記録等 ※妊婦や保護者の気持ちなどの自由記述など	情報提供
	標準的な電子的記録様式が定められている項目		乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳以外）、健康管理、成長発達など		
	最低限電子化すべき情報				
	乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）の一部 ※受診の有無や診察所見の判定等	乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）の一部、妊婦健診			
電子化の現状	○ マイナポータルにて閲覧可能、かつ、転居時等に他の自治体に引き継ぎ	△～×	×	×	△ (一部QRコードやHPリンクを記載)
自治体の把握状況*	○	△～×	×		
電子化に向けた方向性	対応済み	<b>マイナポータルに更に掲載すべき項目を検討</b>	<b>マイナポータルに掲載すべき情報かどうかを含め検討</b>	※個人の思いや気持ちを記したものであることから、マイナポータルに掲載することは想定されない	<b>緊急情報以外は電子化を検討（一元的に閲覧できるHPを作成し、QRコードで読み込める形式にする等）</b>

\*電子化されたデータだけでなく、紙で情報を保有している場合を含む

## (参考) 母子健康手帳の省令様式に掲載されている母子保健情報等の整理

主に医療者が記載する項目（標準的な電子的記録様式が定められている項目。このうち、一部（受診の有無や診察所見の判定等）は最低限電子化すべき情報とされている。マイナポータル上閲覧可能）

- 妊婦健診情報、出産時の状態（妊娠中の経過、妊娠中と産後の歯の状態、出産の状態）
- 乳児の検査の記録、予防接種の記録（定期予防接種）、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診

主に医療者が記載する項目（標準的な電子的記録様式に含まれていない項目。通常、自治体が把握していない）

- 出産後の母体の経過
- 新生児の記録（早期新生児【生後1週間以内】の経過、退院時の記録、後期新生児の【生後1～4週】の経過）
- 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診以外の健診
- 新生児訪問指導等の記録

主に妊産婦や保護者が記載する項目（標準的な電子的記録様式に含まれていない項目。通常、自治体が把握していない）

- 妊婦や保護者の情報（妊婦の健康状態、妊婦の職業と環境）
- 妊娠中の記録（妊婦自身の記録、母親（父親）学級受講記録）
- 出産後の記録（母親自身の記録、保護者の記録）
- 便色の確認の記録

自治体によっては、妊婦や保護者が、健康管理や記録等を目的として、民間開発の電子母子手帳アプリを活用して記録している場合がある。

# （参考）「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」の策定にかかる考え方：乳幼児健診

「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」より

## 標準的な電子的記録様式

### <活用目的>

子どもの健康履歴を本人又は保護者が一元的に閲覧し、子どもの健康を管理することにより次世代を担う子どもの健やかな育ちに資することに活用

### <基本的な項目選択基準>

課長通知※及び母子健康手帳省令様式の項目のうち、

- ア) 子どもの健やかな育ちに資する情報
- イ) 本人又は保護者が閲覧することに適した情報
- ウ) 信頼性が高い情報（専門家の判断による情報）
- エ) 電子化に適した情報（定量化・コード化可能な情報）

※「乳幼児に対する健康診査について」（平成10年4月8日付児母発29号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）

### <選定に当たって留意すべき事項>

- 前提として、乳幼児健診の結果を管理し、電子化するのは市町村であることから、当該情報が市町村に保存されているか、市町村の事務負担やコストを考慮してもなお電子化することが有用かについて考慮。
- 養育環境や児童虐待の疑い等の機微に触れる情報については、市町村間又は市町村と学校との間で引き継がれることにより、早期支援や早期介入が可能になる等の利点がある一方で、必ずしも本人若しくは保護者が閲覧することが適切ではない情報でもあり、その取扱いに慎重な検討が必要である等のことから、今回は統一の様式に含めないこととされた。
- 妊娠中の喫煙や飲酒の状況、子育ての状況に関する項目等の親や保護者に関する情報は、子どもの健康にとっても重要な情報である一方、本情報が、子ども時代を通じて記録され、一定年齢以上の場合には本人も閲覧することが想定されることから、子ども本人の情報とは切り離し、様式には含めないこととした。

## 最低限電子化すべき情報

### <活用目的>

転居や子どもの成長に応じて、他の市町村や学校に引き継がれることにより、効率的・効果的な行政事務や、保健指導等を行うことに活用

### <基本的な項目選択基準>

標準的な電子的記録様式で定めた項目のうち、他の市町村や学校に引き継がれることにより、行政事務や保健指導等の効率的・効果的な運用に資する最低限必要な項目

- ア) 連続的なデータとして学童期以降も含めて把握することで得られる、子ども時代を通じた一貫した保健指導に必要な情報
- イ) 健診の実施及び健診後の保健指導の実施に当たって必ず必要な情報
- ウ) 市町村において、一定程度電子化が進んでいる情報

# （参考）「標準的な電子的記録様式」の策定にかかる考え方：妊婦健診

「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」より

## 標準的な電子的記録様式

### <活用目的>

妊娠中の健康履歴を女性の生涯にわたる健康情報の一部として本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、健康行動に寄与することや、次回以降の妊娠の際、必要に応じて保健医療関係者に情報提供することで、適切な妊娠管理に資する

### <基本的な項目選択基準>

大臣告示※及び母子健康手帳省令様式の項目のうち、

- ア) 本人の健康行動に寄与する情報
- イ) 次回以降の適切な妊娠管理に寄与する情報
- ウ) 本人が閲覧することに適した情報
- エ) 信頼性が高い情報（身体測定値や検査結果等の情報）
- オ) 電子化に適した情報（定量化・コード化可能な情報）

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）

### <選定に当たって留意すべき事項>

- 前提として、妊婦健診を実施する医療機関から、妊婦健診の助成をしている市町村へ提供され、市町村に保存されている情報であることや、市町村の事務負担やコストを勘案してもなお、電子化することが有用な情報であることに配慮
- 子宮頸がん検診、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HTLV-1抗体検査等に関する情報は慎重な取り扱いが必要な情報である一方で、将来の癌の予防や早期発見につながり、本人の健康管理にとって重要な情報であるため、本人が閲覧することが前提であることから対象に含める
- 一方、妊娠中の喫煙に関する情報、梅毒、HIV等の性感染症、流産や死産の情報等の、医学的には重要であるが、電子化することに必ずしも適した情報とはいえない項目は除外

妊婦健診

○各回の妊婦健康診査において実施する事項

- ・診察月日
- ・妊娠週数
- ・体重
- ・妊娠前の体重
- ・最終健診時体重・身長
- ・妊娠高血圧症候群
- ・妊娠糖尿病

○必要に応じた医学的検査の結果

- ・血液型等の検査
  - ・ABO血液型
  - ・Rh血液型
  - ・不規則抗体
- ・B型肝炎抗原検査
- ・C型肝炎抗体検査
- ・風疹抗体
- ・血算検査
  - ・ヘモグロビン
  - ・ヘマトクリット
  - ・血小板
- ・HTLV-1抗体検査
- ・子宮頸がん検診

○妊娠中と産後の歯の状態

- ・初回診査
- ・妊娠(週数)
- ・要治療のむし歯
  - ・(ありの場合の本数)
- ・歯石
- ・歯肉の炎症

○出産の状態

- ・妊娠期間
- ・娩出日時
- ・分娩経過
- ・分娩方法
- ・分娩所要時間
- ・出血量
- ・輸血(血液製剤を含む)の有無

○出産時の児の状態

- ・性別
- ・数
- ・体重
- ・身長

乳幼児健診

基本情報	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
	各共通項目		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診日</li> <li>・身長</li> </ul> (出生時の身体計測値含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診時月齢</li> <li>・体重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭囲</li> </ul>
<妊娠及び分娩歴> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の特記事項</li> <li>・妊娠高血圧症候群</li> <li>・尿蛋白</li> <li>・尿糖</li> <li>・高血圧/浮腫</li> <li>・貧血</li> <li>・糖尿病</li> <li>・多胎妊娠</li> <li>・分娩時の特記事項</li> <li>・帝王切開術</li> <li>・骨盤位</li> <li>・在胎週数</li> <li>・出生時の特記事項</li> <li>・新生児期の特記事項</li> <li>・栄養方法</li> <li>・先天性代謝異常等検査</li> <li>・新生児聴覚検査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回検査</li> <li>・再検結果</li> <li>・精密検査</li> </ul> </li> </ul> <発達> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笑う</li> <li>・追視</li> <li>・定頸</li> <li>・人の声のする方に向く</li> <li>・おもちゃをつかむ</li> <li>・お座り</li> <li>・発語</li> <li>・ひとり歩き</li> <li>・二語文</li> </ul>	診察所見		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的発育状況</li> <li>・精神発達</li> <li>・運動機能</li> <li>・神経系・感覚器系</li> <li>・血液系</li> <li>・皮膚</li> <li>・循環器系</li> <li>・呼吸器系</li> <li>・消化器系</li> <li>・泌尿生殖器系</li> <li>・先天性の身体的特徴</li> </ul> </li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けいれん</li> <li>・股関節</li> <li>・斜頸</li> <li>・股関節開排制限</li> <li>・代謝系</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱性けいれん</li> <li>・視覚</li> <li>・聴覚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱性けいれん</li> </ul> <検尿> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蛋白</li> <li>・糖</li> <li>・潜血</li> </ul> <眼科所見> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・視力(両目・右眼・左眼)</li> <li>・眼位異常</li> </ul> </li> </ul> <耳鼻咽喉科所見> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴力(難聴)(右・左)</li> </ul> </li> </ul>
	歯科所見		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯の状態</li> <li>・未処置のむし歯</li> <li>・処置済のむし歯</li> <li>・歯肉・粘膜</li> <li>・かみ合わせ</li> </ul> </li> </ul>		
	育児環境等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母乳</li> <li>・離乳</li> </ul>		
	精密健康診査		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(健康診査依頼)日付</li> <li>・(精密検査受診)日付</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・所見又は今後の処置</li> </ul>